

人口動態

(昭和48年3月1日現在)

総人口	21,533人
内 男	10,177人
内 女	11,356人
出生数	46人
死亡数	13人
移入	106人
移出	102人

(2月半の移動)

ようこそ！幸田へ……

ことしもまた、東西から集団就職の若者たちが集つてきました。住み慣れた故郷をはなれ、おたした町の町で青春の夢と期待を胸いっぱい託し、この幸田町を第二の郷土とし、より大きき人間として成長しよう、おたまたかへおたまたかへ……

平和の空に美しく
相呼ぶ三ヶ根・遠望峰山
仰いでほげむ生産の
そろう歌から、笑顔から
伸びる幸田の強い力が盛り上げる
(幸田町町歌)

大きく深呼吸して、お世帯に……
初心忘るへからずである。幸田町にて……

医療費無料化

◆乳児医療費助成 (四月より実施)

乳児の医療費を助成し、その病の早期発見と治療を促進し、乳児保健の向上と福祉増進を図るため幸田町乳児医療費助成に関する条例が制定されました。

その概要は次のとおりです。

□ 受給資格

町内に住所を有し満一才未満の乳児の保護者が国民健康保険の被保険者または社会保険および組合員の被扶養者であるとき。

□ 資格の認定

保護者は医療費の助成を受けようとするときは、受給者証交付申請書に次のものを添えて、

- (一) 被保険者証または組合員証
- (二) 印鑑

□ 助成の方法

(一) 被保険者証 (組合員証) と受給者証を持って医療機関で療養の給付を受けた場合に、支払うべき、または支払った一部負担相当額を町が助成する。

(二) 国民健康保険および社会保険等の加入者が愛知県内の医療機関で療養の給付を受けた場合は一部負担金の窓口払いはしなくてもよい。(町がその額を医療機関に支払いをする。)

(三) 愛知県外の医療機関で療養の給付を受けた場合は一部負担金を支払い、乳児医療費助成金を交付申請書に療養取扱機関の証明 (申請書下欄についている) を受け申請によって自己負担額の交付を受けていただきます。

(注) 三月二十六、二十八日に受給者証の交付を受けた方には助成方法の説明をしましたが前記 (二) のように一部変更になりましたのでよろしくお願ひします。

□ 届出

(一) 資格がなくなったとき

(二) 加入保険が変更したとき

(三) 住所または氏名が変更したとき

届出は十日以内で次のも



のを持参すること。

- ・ 乳児医療費受給者証
- ・ 被保険者証 (組合員証)
- ・ 印鑑

□ その他

四月一日現在で資格があると

◆老人医療費助成の一部改正

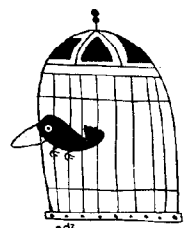
老人医療費助成事業については昭和四十六年九月より実施し、年令制限の拡大居住制限の徹底、および取扱方法等の改正をすまい

よりわたさき老人の方については六十五才より老人医療費助成対象となり、該当者は、次により申請手続をお願いします。

□ 受給資格

ねたきり老人とは、六十五才以上でねたきりの期間が三月以上で日常生活において「要とする人です。」

野生鳥獣の捕獲と飼養には許可が必ずです)



野生の鳥獣を捕獲、飼養する場合には、知事または環境庁長官の許可を受けなければなりません。

野鳥のうち、ヒバリ、マヒワ、ウソ、ホオジロ、ウグイス、メジロ、ヤマガラの七種類については、知事、その他の野生鳥獣については、環境庁長官が許可します。

捕獲や飼養することができるとは、満二十才以上の人で、一世帯につき三羽 (頭) 以内です。

なお、四月から七月までは、繁殖期になりますから捕獲はできません。

捕獲した鳥獣を飼養する場合は、捕獲許可とは別に、飼養の許可を受けなければなりません。この許可の期間は一ケ年ですが、手続きすれば続けて飼うこともできます。

飼養許可証の交付あるいは更新の手数料は一ケ年一羽 (頭) 百五

幸田町勤労者宅地資金融資制度

四月一日より実施

本町では、勤労者および中小企業事業主の念願である同制度を昭和四十八年度より施行いたしました。勤労者の方々は同制度を利用して安定した生活と安定した職場によって明るく住みよい町づくりをしてください。

【制度のあらまし】

この制度は、勤労者福祉の一環として住宅建設の最大のあい路となつて宅地の取得について、その取得資金の一部を融資あつせんし、町民生活の安定と住宅事情の緩和をはかろうとするものです。

▽申込資格

賃金、給与等によって生活している勤労者で、つぎの条件を備えているかた。

▽融資を受ける額

前年における給与等の収入金額

●町税を完納していること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

▽保証人の資格

●町内に引続き二年以上住んでいること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

●一定の職業があつて、独立の生計を営んでいること。

●町県民税の課税額が一万円をこえていること。

●町内に引続き二年以上住んでいること。

中小企業設備近代化資金貸付

説明会のお知らせ

この貸付制度は、国際化の進展への対応等の見地から中小企業のうち特に近代化を必要とする業種ならびに機械設備等を国で指定し、重点的に中小企業の近代化、合理化を促進するため、国と県との資金によって設備資金を直接県が貸付けるものであります。

貸付にあたっては種々の条件がありますので、この貸付制度を充分理解したうえで申請していただくために次の通り説明会を開催します。

期日、時間および会場
4月4日 14.00 西尾市民会館
4月6日 14.00 岡崎商工会議所
4月16日 14.00 安城市役所
貸付申請の受付期間
昭和48年5月1日から
5月31日まで

▽融資の期間

十年以内です。

▽融資利率

年率 六・五パーセント

▽償還

毎月払いの元利均等

▽担保

宅地資金によつて取得した土地は、第一順位の低当権の設定し、ただし、この宅地が住宅金融公庫の融資を受けている場合は、第二順位の低当権の設定をします。

▽融資のあつせん決定と融資

融資あつせん決定通知を受けた場合は十四日以内に、指定金融機関と契約の締結をして融資を受けて下さい。

▽申込および問合せ

幸田町産業商工課
電話 (2) 一一一一

商工業振興資金

本年度融資額2.400万円

商工業振興資金融資制度は、比較的金融機関との取引の薄い中小規模の商工業関係者が事業施設の改善に必要なとする設備資金や事業上の運転資金の融通を図りその事業の振興に資することを目的としています。本年融資額は前年対比一三三パーセントの増加率ですが、年々利用者数、一件当たり借入金額も増えていきますので早めに申込みください。

一、融資対象
飲食、建築業、製造業、商業者

二、融資条件
(1) 用途、店舗の新築または増改築、店内備品の購入、工増倉庫の新築または増改築、機械器具の購入、従業員福利厚生施設に要する資金および事業上の運転資金

(2) 限度額および利率
設備 運転資金五〇〇万円以下
利率 六・八%

(3) 期間および返済方法
設備 五年以内
運転 三年以内

(4) 担保 原則として要す

(5) 保証人
個人の場合 一人以上
会社の場合 二人以上

三、申込場所
役場産業課商工係
県西三河事務所経済課商工係
岡崎市民信用組合

四、取扱金融機関
岡崎市民信用組合

・詳細については直接公社にご相談下さい。
財団法人 愛知県中小企業振興公社
名古屋市中村区堀内町四ノ三二
(県中小企業センター六階)
TEL 〇五三―五六一―一七〇六
「申込書」「案内パンフレット」は産業課にあります。

設備貸付制度

対象企業 従業員二十人以下
(小企業は五人以下)
機械価格 二〇万円以上八〇〇万円まで
貸付利率 年五パーセント
償還方法 四年半以内 半年賦償還
・機械割賦販売あつせん制度もご利用下さい。

【制度のあらまし】

■引受けるものは

うんしゅうみかん、なし(和なし)

■共済金が支払われるのは

すべての気象災害、鳥獣害、病虫害、火災による果実の減収による損害が基準収獲量の3割をこえたとき

■共済責任期間は

うんしゅうみかんは、春枝の伸長が止まってから翌年の収穫期までの約1年半。

なしは花芽の形成期から収穫期(翌年度の収穫期)までの約1年半で、この間に生じた災害は、共済金の支払の対象になります。

■国の負担は

国は、共済掛金の2分の1と共済事業の運営に必要な経費を負担します。

■農家が負担する掛金は

果樹の品種あるいは、基準収獲量などにより異なるので加入者ごとにちがいますが、10アール当りの負担額の平均は次のような見込みです。

うんしゅうみかん 850円~1,500円程度
なし 1,200円~2,100円

■支払われる共済金の額は

例えば 果実1kg当り価格(庭先価格)60円
10アール当り基準収獲量3,000kgの場合
共済金額(契約金額)は
 $60円 \times 3,000kg \times 7\% = 126,000円$ になります。
(庭先価格の7%~10%を限度として加入できます。

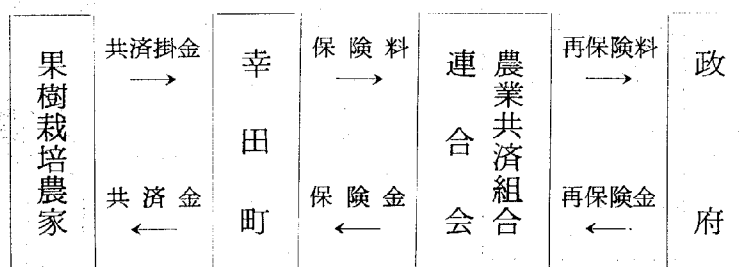
・上記の場合、災害農家に対して支払われる共済金の額は、次のようになります。

損害の程度	支払額
3割	12,600円
5割	37,800円
7割	73,080円
全額	126,000円

□その他

- ・農家負担掛金は、所得から控除されます。
- ・無事もどし制度があります。
- ・5アール以上栽培している農家が加入できます。

【実施のしくみ】



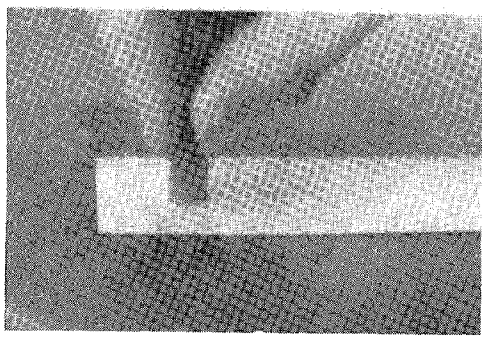
新しい果樹共済制度 ができました



近年、果樹農業は、農業における成長部門として、めざましい発展を遂げていますが、災害の多いわが国においては、農家の方々が安心して果樹栽培に従事できるようにすることが必要です。

このような考えから「果樹にも共済制度を」という声に関係方面から聞かれるようになり、農林省において昭和43年度から全国の主な地域で試験実施が行なわれ、その実績をふまえて恒久的な果樹共済制度が創設され、昭和48年度から共済の引受けを行なうことになりました。

この制度の内容を十分ご理解いただき、安定した果樹経営のささえとなるよう積極的な加入をお願いします。



))印鑑の使用は慎重に((

実印、みとめ印を問わず総体的に印鑑は重要なものです。押し印されたものにより、人間の運命を左右するといふくらいのもので、昔から「印鑑は他人に貸し与えたり、他人に預けるべきものではない」といわれています。

もし印鑑を押印される時は、入念に必要な事項を調べ、安全性を確認したうえで押すもの、みだりに印鑑を押すべきものではありません。事態をよく調査せず他人を信用して、軽率に印鑑を貸与又は預けたため、一瞬にして財産が他の者に移転したり膨大な負債を受けた事例が多くあります。印鑑の使用については慎重に、特に貸与および預けるなどの行為を避けるべきでしょう。

印鑑時報より



幸青協会長 鈴木作紀夫

青年団活動を

ふりかえって

幸青協会長 鈴木作紀夫

去年の四月に幸青協会長に就任

してから早くも一年が過ぎました。親睦と協調をスローガンに多彩な行事がありました。幸青協の三本柱として、リーダー養成のための「リーダー研修会」青年と町内各層とのコミュニティ形成の場として「明治・大正・昭和(MTS)のつどい」町内青年の親睦を深めるための「青年のつどい」が行なわれました。その他、社会教育に関する行事、上部組織の行事参加等、青年団活動のすばらしさを実感として味わいました。

このような活動に加わり相互の親睦は深まり、十人十色の人間模様を感じ、協力の気持がわき、責任感が育つ。ここに青年団の良さがあります。青年団は、この素晴らしさをわたしたちに与えてくれたのも繁栄あったのも町民皆様方の多大な理解と協力があればこそ感謝いたしております。それとともに、今後とも青年団を大きな気持ちで見守っていただきたいと思います。

今月の納税

固定資産税および都市計画税 第1期分
軽自動車税 全期分
国民健康保険税などの随時分

納期限は、4月27日ですから遅れないよう納税してください。

生ワクチン投与

ところ 母子健康センター

月日	曜日	該 当 地 区	時 間	回数
4 3	火	深溝・荻・芦谷・幸田・横落	PM 2.00~3.00	1
4 4	水	岩堀・大草・鷺田・高力	"	1
4 5	木	坂崎・長嶺・久保田・野場・永野・須美桐山・上六栗・六栗	"	1
4 10	火	病気等で、できなかった方	PM 1.30~2.30	1
5 21	月	深溝・荻・芦谷・幸田・横落	PM 2.00~3.00	2
5 22	火	岩堀・大草・鷺田・高力	"	2
5 24	水	坂崎・長嶺・久保田・野場・永野・須美桐山・上六栗・六栗	"	2
5 29	日	病気等で、できなかった方	"	2

※対象者……(1)昭和47年1月1日から昭和47年12月31日出生者
(2)昭和46年12月前投与もれの者

※その他……母子手帳、問診票は必ず記入持参してください。

4月の行事

- 豊坂青年団 四月八日 年末年始総会 九時~十二時
- 幸青協 四月八日 定期大会 一時
- 菱池青年団 一日 新入団員歓迎会 花見
- 相見青年団 十四日 年始総会
- 幸青協 二十二日 新入団員歓迎会
- 幸青協 十四日 年始総会 下旬 欲送迎会



婦人会お好みコース会員募集



おかあ様、奥様をより美しく健康にします。

コース名	内容	と き	会 費	指 導 者
婦人学級 Aコース	40才以上の方を中心に家庭内におけるつとめあいなどを勉強	5月より毎月 第3月曜日 10:00~	毎月 400円 (教材費別)	
婦人学級 Bコース	40才以下の方を対象にインテリア、子供のしつけなどを学習	5月より毎月 第4月曜日 10:00~	〃	
おかあさん コーラス	くちびるに歌を、くらしを明るくするコーラスグループ。こどもの音楽教育はまず母親から——コーラスの初歩から教えます。	毎月 2回 第2・第4火曜日 13:00~15:00	年間 1,200円 (教材費別)	幸田中学校教諭 鈴木 淳一 先生
茶 道	茶の湯の作法を心得ていると日常のふるまいが奥ゆかしく落ちてきます。現代社会必修のコース。薄茶のみかた、割稽古(基礎訓練)盆略手前、その他	毎月 2回 第1・第3木曜日 13:00~16:00	年間 1,200円 (教材費別)	近藤みつ江 先生
民 踊	民謡を楽しみながら特技を身につけます。しかも美容と健康に役立ちます。ソーラン節・黒田節・花笠おどり・佐渡おけさ・五万石 その他	毎週火曜日 13:00~16:00	年間 2,400円 (教材費別 特別講師別)	鈴木 豊重 先生 植村 よね 先生
手 芸	あなたのもちものを手で、モチーフのスカート・ぬいぐるみ・かぎ針編のツーピース・ガブロン染の小物入れ・フラワー装飾ほか	毎月 2回 第3・第4木曜日 13:00~16:00	年間 12,000円 (教材費別)	野沢八重子 先生
華 道	花のある暮らし。一葉の花びらがあなたの暮らしをより明るいものにします。盛花・投入れ・自由花・格花	毎月 2回 第1・第3火曜日 13:00~16:00	年間 1,200円 (教材費別)	入江ちえ子 先生
書 道	美しい文字。初心者には筆の動かし方から教えます。	毎月 2回 第2・第4木曜日 9:30~11:30	年間 1,200円 (教材費別)	後藤 青岱 先生

◎会場は中央公民館が主会場です。

◎各家庭へ申込書が配布されますのでそれによって申し込み下さい。

昭和四十八年度 役員決まる

昭和四十八年幸田町婦人会、ならびに幸田町農協婦人部の役員が次のとおり選出されました。

- 会 長 谷川 一枝 大草
- 副会長 浅岡 静 豊坂
- 会 計 鈴木 千代 菱池
- 書記 杉浦タズ子 荻谷
- 執行委員 安藤 幸 坂崎
- 安達はる江 深溝
- 山本 清子 坂崎
- 山本田鶴子 大草
- 清水 雪枝 菱池
- 上杉うた子 荻谷
- 稲吉 光子 深溝
- 杉浦サチ子 豊坂

清潔な明るい町に 春の大掃除実施

春の大掃除のシーズンがきました。町では四月一日から四月十五日の十五日間を「春の清掃期間」と定め、期間内に各部落の衛生委員さんが各家庭を検査に廻りますので、しっかり清掃して、明るく健康的な文化生活が出来るよう、良い環境を作りましょう。



および 稲作転換対策 要綱要領のあらまし

昭和四十七年度 建物共済加入実績
一九億四八〇〇万円

昭和四十七年度、建物共済加入推進運動が本年一月一日から三十一日までの一か月間を特別推進月間として町内一円に展開され、部落生産組合長さんならびに関係各位のご理解あるご協力により一九億四八〇〇万円の加入がありました。

この共済が広く農家の皆さんに親しまれご理解していただけたものとして関係方面から喜ばれるところであります。お互いの無事を祈るとともに、無事の際はまた来年感謝の気持ちで加入しましょう。

※備えあればうれいなし※
部落別加入実績は次のとおりです。

なお本年は火災の年ともいわれ、守るには短期共済が一番有利で

【目標数量の配分】
国および県は、水稲の政府買入実績、水稲の生産量、農業生産の今後の方向などを勘案して配分。町はその目標数量を前年同様に部落および農業者別に水稲の政府売渡し実績(昭和四十二、四十三、四十四年平均)三〇%、水稲生産量(四十七年々平均収量)七〇%

【趣 旨】
米の恒常的な過剰を解消し、需要に対応する農業生産の確立をはかるため、地域特性に応じた稲作転換を引続き積極的に推進する。

【生産調整目標数量】
県は五二、六万t、その内本町配分数量に七五四・五t、換算面積一九一・七ヘクタール(生産調整対象水田の約二〇%)

【奨励補助金交付対象水田】
一、水稲の作付可能な水田で一枚単位として休耕または転作等が行なわれたもの、仮畦畔の場合一アール以上なければならぬ。がくぶち休耕(枕地休耕)は認められない。
二、一枚の水田において休耕と転

【生産調整実施計画の樹立】
生産調整を実施しようとする農業者は、米生産調整計画(別紙所定様式により)を町長に提出し、これに従って生産調整を実施する。(注)提出期限昭和四十八年四月二十日、計画変更は原則として五月三十日以降認められない。

(イ)使用収益権が移転されたもの。
(ロ)水稲の作付が可能な水田でないもの。
但し、農業生産に必要な施設の敷地(昭和四十五年度に転換されたものを除く)ならび

作等二以上の態様を示す場合は設けられた境界により一アール以上の規模で明確に区分されていなければならない。
三、前年度に引続き実施される生産調整水田は、次に該当するものを除き奨励補助の対象とされる。
①休耕奨励補助対象水田にて埋立をなし作物の作付がなされていないもの
②農地法(第四条、第五条)の申請がなされたもの及び本年十一月三十日までに申請がなされるもの。

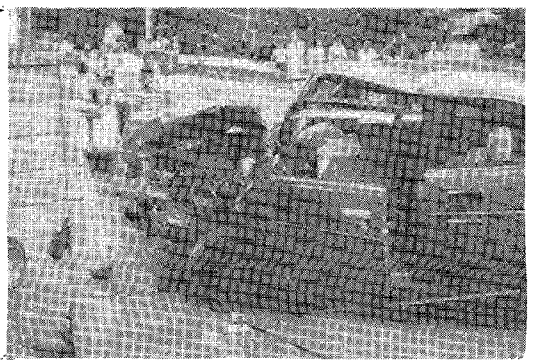
部落名	加入共済金額(万円)	部落名	加入共済金額(万円)
長 嶺	6,220	幸 田	1,400
久保田	7,250	市 場	8,830
坂 崎	17,400	里	8,000
大 草	23,700	海 谷	3,060
高 力	7,850	野 場	21,200
鶯 田	10,200	永 野	5,400
東 部	5,850	須 美	10,780
新 田	5,500	六 栗	9,900
岩 堀	10,450	上六栗	6,650
横 落	320	桐 山	7,010
荻	7,380	逆 川	4,400
芦 谷	6,150	計	194,800

す。建物共済の新規、増額加入は 毎日実施しておりますのでお気軽に産 業課へ お尋ね ください。

事業主の方へ

昭和四十八年度労働保険年度更新の時期がきました。今から準備して五月十五日までに申告納付して下さい。
説明会、集合受付の案内は、四月上旬に送付されます関係書類に記載されていますからごらん下さい。

春の交通安全運動
4月6日～15日
地域ぐるみで子どもの
交通事故をなくそう



昭和48年度米生産調整目標数量配分表

区分 部落名	総農家 戸数	経営水田 面積	基収 kg	標準 生産量 (平均収量) kg	生産調整目標		米穀事前 売渡限度 数量配分 (80kg)換 算面積
					合計	換算面積	
長嶺	53	3,506.7	390	136,761	28,475	732.0	1,033
久保田	60	3,323.0	390	129,597	26,225	676.0	1,009
坂崎	184	10,708.5	400	428,340	90,030	2,254.0	3,878
大草	208	10,656.8	400	426,272	84,023	2,104.0	2,594
高力	83	5,296.1	400	211,844	43,625	1,094.0	1,518
鷲田	91	4,956.8	420	208,185	42,224	1,008.0	1,480
東部	45	1,935.1	420	123,274	25,726	616.0	934
新田	33	3,098.8	420	130,150	28,619	685.0	1,441
岩堀	157	7,759.0	400	310,360	63,444	1,589.0	2,132
横落	12	449.0	400	17,960	3,704	95.0	140
荻	100	5,295.5	400	211,820	40,118	1,006.0	1,662
芦谷	72	3,641.2	400	105,648	18,877	474.0	573
幸田	16	350.0	400	14,000	2,181	55.0	17
市場	114	3,393.6	390	132,350	22,678	584.0	472
里	118	3,447.0	390	134,433	23,296	599.0	519
海谷	71	2,246.0	390	87,594	14,274	368.0	340
野場	183	10,617.4	400	424,696	88,512	2,217.0	3,590
永野	50	2,870.5	400	114,820	24,624	619.0	1,183
須美	78	3,625.5	390	141,394	27,615	712.0	951
六栗	60	2,852.8	400	114,112	21,352	536.0	849
上六栗	60	2,407.0	400	96,280	17,566	441.0	511
桐山	55	2,361.0	390	92,079	16,653	430.0	455
逆川	31	1,786.0	390	69,654	10,659	276.0	322
計	1,934	96,583.3	400	3,861,623	764,500	19,170.0	27,583

米生産調整 実施

に水田から成された普通畑、樹園地、草地などはこの限りでない。

四、水田から当該年度の前年の十一月三十日の以降に造成された普通畑、樹園地、林地、養魚池農業生産に必要な施設の敷地等であること。従って当該年度の十一月三十日現在において、農地法第四条、第五条、もしくは七十三条に規定するまたはその申請がなされている水田でないこと。

五、四十四年度水稲の収穫後において、天災により水稲の作付が不能となった水田から造成された普通畑、樹園地、草地などであること。

六、当該年度に水稲の作付が可能なる水田で昭和四十四年に水稲が作付された水田であること。但し昭和四十四年度稲作転換事業対象水田はこの限りでない。

七、飼料用、青刈稲の栽培は次の条件が具備されていること。
(イ)作付前に実施計画が町長に提出されていること。
(ロ)その農家の使用する家畜の飼

奨励補助金の種類

および金額

- (1) 休耕奨励補助金 調整水田面積×単位当り基準収量×六十八円(キログラム当り) 当該年度に水稲の作付が可能なる水田で奨励補助金交付条件を具備していること。
 - (2) 寄託休耕等奨励補助金 休耕奨励補助金十アルル当り五、〇〇円 当該年度の十二月三十一日までに水田から造成された養魚池もしくは、農業生産と必要な施設(規模一アルル以上)への敷地
 - (3) 普通転作奨励補助金 休耕奨励補助金十一〇アルル当り五、〇〇円
 - (4) 特別転作奨励補助金 休耕奨励補助金十アルル当り一〇、〇〇円
 - (5) 熟期前に確認義務を行なう者の立会により刈取ること。
 - (6) 土地改良事業の通年施行に係る水田
 - (7) その他農林省農政局長が別に定める実施要領に準ずるものとする。
- 料とするか、または畜産農家と契約栽培が締結されていること。
- (イ) 熟期前に確認義務を行なう者の立会により刈取ること。
- (ロ) 土地改良事業の通年施行に係る水田
- (ハ) その他農林省農政局長が別に定める実施要領に準ずるものとする。

奨励補助金交付対象者

象者

当該年度の八月一日現在において調整水田の使用収益権者(耕作権をもつもの)ただし変類、なたね等の転作の場合は五月十日および八月一日におけるそれぞれの調整水田の使用収益権者

特別協力交付金

調整水田面積×単位当り基準収量×九円六五銭(キログラム当り見込額)

この交付金対象者は部落等より農家別に配分された生産調整目標数量を達成された該当農家に交付される。

幸田町米生産調整推進協議会

- ① 野菜類、果樹や花木の苗木等が一枚の水田または、設けられた境界により一アルル以上が七月十日以降、九月十日以前まで通常栽培方法により作付されているもの
- ② 前作に小麦、大麦(六条、ビール)裸麦、なたねなどが作付さ

当 直 医

(診療時間 午前9時~12時・午後2時
~午後6時まで ただし町内のみ)

- 4月1日 神谷 医院 TEL(2)0212
- 8日 休み(救急病院、他市町当直医)
- 15日 浅井 医院 TEL(2)0010
- 22日 休み(救急病院、他市町当直医)
- 29日 鈴木厚生医院 TEL(2)0020
- 30日 休み(救急病院、他市町当直医)

なお、歯科は岡崎歯科会館(岡崎市六供町三
本校)で診療。診療時間一午前9時~11時30分

母子健康センター行事

とき	曜日	行 事	時 間	該 当 者
4. 6	金	3ヶ月検診	AM10.00~ 11.30	S47.12.8~48.1.6 出生者
11	水	妊婦検診	PM2.00~ 4.00	幸田学区・荻谷 学区
13	金	3才児検診	AM10.00~ 11.30	S45.3.9~45.4.13 出生者
		1才児検診	PM1.30~ 3.00	S47.3.10~47.4.13 出生者
18	水	6ヶ月検診	AM9.30~ 11.00	S47.9.20~47.10.18 出生者
		一般育児相談	PM1.30~ 3.00	一般乳幼児
25	水	妊婦検診	PM2.00~ 4.00	坂崎、豊坂、深 溝学区

犬の登録と狂犬病予防注射

月 日	会 場	時 間
4月16日(月)	坂崎小学校	PM 1.30~2.45
	久保田公民館	PM 3.00~3.30
17日(火)	幸田小学校	PM 1.30~2.45
	岩堀老人 いこいの家	PM 3.00~3.30
18日(水)	荻公民館	PM 1.30~2.00
	荻谷小学校	PM 2.15~3.30
20日(金)	山脇集会所	PM 1.30~2.00
	海谷公民館	PM 2.15~2.45
	深溝小学校	PM 3.00~3.30
23日(月)	逆川集荷所	PM 1.30~2.00
	上六栗公民館	PM 2.15~2.45
	桐山集荷所	PM 3.00~3.30
24日(火)	須美集荷所	PM 1.30~2.00
	野場公民館	PM 2.15~2.45
	幸田町役場	PM 3.00~4.00

戸籍移動

おめでとございます

出生児	父	区
佐野 秀典	良和	大草
三谷 英治	隆郷	六栗
山本 竜司	博	坂崎
高木 正勝	正英	荻谷
高木 保代	保	六栗
森田 孝明	正喜	荻谷
中田 美知子	久雄	荻谷
齊藤 勤	昌三	上六栗
梅村 久絵	富士夫	六栗
廣野 英二	光二	上六栗
志賀 良徳	妮洋	新田
伊澤 佳玉理	和好	野場
春日井美保	次郎	逆川
加藤 美千代	幹夫	海谷

桐戸 綾子	伊和夫	大草
山下 佐知枝	正實	大草
安藤 さゆり	三夫	桐山
鈴木 啓支	信好	市場
鈴木 百子	進	野場
鈴木 広美	精二	鷺田
春日井出記子	久雄	逆川
嶋下 友紀	善昌	桐山
川口 真仁	邦夫	大草
吉本 あかね	富治	大草
桑子 尚美	一	坂崎
神取 正和	功	市場
志賀 明美	實	岩堀
鳥居 礼子	正玄	荻谷
羽根淵友哉	茂	大草
山本 鮎行	和之	市場
都築 正道	俊雄	鷺田
谷川 千代美	今朝春	高力
安藤 勝旨	勝美	長嶺
小松 守	忠夫	桐山

佐々木孝行	誠	里
石川 敬子	輝雄	幸田
名倉 敦子	政男	坂崎
倉科 弘光	由喜雄	岩堀
稲吉 忍	増己	荻
死亡者	年令	世帯主
長野 ミツ	85才	六栗
山本 正一	63才	大草
稲吉 才治郎	77才	野場
稲吉 仁藏	77才	逆川
稲吉 ゆき	89才	市場
由良 リウ	71才	幸田
優夫	75才	市場
志ん	73才	幸田
勘藏	69才	里
久之助	89才	市場
昇式	70才	荻
吉造	71才	永野
むつ	79才	大草
奈良夫	一	大草

心配ごと相談日

ところ 中央公民館第五会議室

と き	相 談 員
4月4日(水) 午前中	小野 宗重
4月11日(水) 午前中	山田 秀男
4月18日(水) 午前中	山崎 みさを 渡辺 一律 鈴木 治
4月25日(水) 午前中	黒柳 フミエ 清水 繁 永清 まさ雄

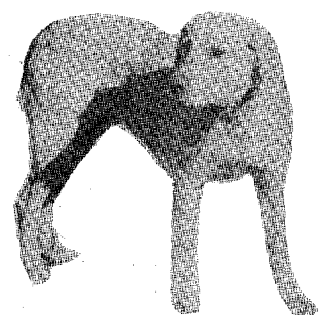
※登録料 300円
※注射料 310円

(1頭につき)

不用犬引取り日

4月19日(木)

午前中



広報はとして保管しましょう。